

鏡野町立学校における  
働き方改革ワークスタイルプラン

～教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を含む～

(第3次)

令和 8年 2月

鏡野町教育委員会

## 1 はじめに

学校には学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を充実させることが常に期待されている。そしてその実現に向けては、教育職員が授業や授業準備等に集中し、また、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高めることをめざした「働き方改革」の推進が必要である。

しかし、現在、目まぐるしい情報化の推進や、子どもを中心とした環境づくり等、学校・子どもたちを取り巻く環境が一層多様化・複雑化している中で、それに対応する教育職員の長時間にわたる時間外業務が常態化している。こうした状況は教育職員の心身の健康を脅かすとともに、子どもたちへの教育にも大きな影響がある。

平成31年1月に学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を文部科学省が策定したことを受けて、岡山県教育委員会でも「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」等の指針や規則を策定し、「働き方改革」の取組を進め、教育の質の維持向上をめざしてきた。

そして、令和4年度から令和6年度までの3年間で時間外在校等時間を令和3年度よりも15%（中学校は33%）以上削減することを目標とした「令和4～6年度 学校における働き方改革 重点取組」を策定し、業務の平準化と精選、業務の効率化と環境整備、部活動の計画的な実施を重点取組として示し、さらなる教育職員の「働き方改革」の推進を求めた。

こうした中、鏡野町教育委員会では、岡山県教育委員会が策定した「岡山県教育委員会働き方改革プラン」等を参酌し、令和元年11月に「鏡野町立学校における働き方改革ワークスタイルプラン（第1次）」を策定し、取組を推進してきた。そして、令和4年度には第2次プランに改訂し、岡山県教育委員会策定の「令和4～6年度 学校における働き方改革重点取組」の目標達成をめざして等を踏まえ取組を実施してきた。

この3年間の取組の結果、後に示すように一定の成果は見られたが、時間外在校等時間を45時間以下にするという目標の達成は程遠く、一層の取組推進の必要があるといえる。

さらに、令和7年度、岡山県教育委員会から、令和7年度から10年度までの4年間で「月当たりの時間外在校等時間が45時間以下となっている教育職員の割合を100%にする。」という新たな重点目標が示された。

現在、この目標に向け取組を進めているが、折しも、町の第2次ワークスタイルプランの取組期間が満了する本年度、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（給特法の一部改正）」が成立した。この背景には、教員をめざす若者の減少により、教員採用試験の倍率の全国的な低下や、講師不足による学校現場の厳しい現状がある。今回の法改正は、優秀な教育

職員人材の獲得をめざし、教職調整額や諸手当の引き上げ等の教員の処遇改善を柱とした法律であるが、その中で、教育職員の時間外在校等時間のより一層の削減や健康管理等、「働き方改革」の推進が謳われている。具体的な取り組みとして、教育委員会には「業務量管理・健康確保措置の実施計画」の明文化と公表、それぞれの自治体で開催する総合教育会議への説明の義務化、「業務の3分類」に基づく取組等、改革の加速化が求められることになった。

これを受けて、今回改訂する「働き方改革ワークスタイルプラン（第3次）」には、作成を求められている「業務量管理・健康確保措置の実施計画」を合わせて示したうえで、取組を推進することにした。

## 2 令和4年度～6年度の取組の様子と成果・課題

鏡野町教育委員会では、令和4年度から6年度にかけての3年間、第2次プランに掲げた様々な取組を進めてきた。重点的な取組としては、

- ①教育職員の時間外在校等時間の確実な把握を行うとともに、学校へ資料を送付し、働き方改革の取組に係る啓発を行った。
- ②登校時間・下校時間を教育職員の勤務時間にできるだけ近づけ、時間外在校等時間の削減をめざした。
- ③保護者連絡ツール「tetoru」を導入し、欠席連絡等の保護者・教育職員の負担軽減を図った。また、町教委からの一斉配信も整備し、警報発令時の町内一斉臨時休業等の連絡を学校を通さず行い、現場の負担軽減を図った。
- ④町費での専門スタッフ（SSW・臨床心理士・保健師）や教育支援員を雇用し、児童生徒だけでなく保護者の細やかな支援を行い、教育職員の負担軽減を図った。
- ⑤校務支援システムの「回覧板」機能の有効活用を行い、教頭・事務職員の負担軽減をめざした。
- ⑥中学校の部活動の地域連携・地域移行の取組を進めた。部活動指導員や外部指導者の配置により、顧問をもつ教員の負担軽減を図るとともに、地域移行をめざした町部活動地域移行モデル事業も始まった。

こうした取組を初め、時間外在校等時間の削減をめざし、学校現場の負担を減らす様々な取組を行ってきたが、令和6年度の町内の教育職員の年間の時間外在校等時間の平均は、小学校で340時間（28.3時間/月）、中学校で453時間（37.8時間/月）となり、令和3年度比、小学校で2時間減少、中学校で14時間増加と、めざした削減には至らなかった。

ただ、小中学校とも、県費と町費を合わせた常勤の教育職員の平均値では月平均45時間を超えていない点、児童数が比較的多い小学校の長時間勤務の改善がうかがえた点、また、80時間以上の時間外在校等時間の延べ人数が減少（令4年31人、令和5年29人、令和6年度26人）した点などは、一定の成果と考えられる。

一方、教育職員の減少により、校務分掌量が増加傾向にある比較的規模の小さい

小学校の改善があまり進まなかった点や、部活動指導の負担が課題となっている中学校の改善がみられなかった点は、検討課題と考えている。

ただ近年、一層の学力向上、授業改善、情報教育、SNSに由来する生徒指導や保護者対応等、新たな教育課題への対応が求められるなか、多くの教育職員が時間を惜しむことなく多様な子どもたちに向き合い、寄り添い、頭を悩ましながらも一生懸命、教育活動に取り組み、研鑽に励んでいるのも事実である。そうした現場の声も考えあわせると、結果として示された時間外在校等時間でなんとか踏みとどまっているともいえる。

以上のような状況も踏まえ、**「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」**に基づき、教育職員の業務量管理・健康確保措置の実施計画を本プランに盛り込み、一層の**「働き方改革」**の取組を推進していく。

### 3 令和7年度～10年度の取組について

令和6年度までの取組の成果と課題を踏まえ、今後は次のように目標を設定し、取組を進めていく。

#### (1) 取組の対象について

令和6年度までは、常勤の県費・町費教育職員の時間外在校等時間の把握を行い、その結果を分析し、次回の目標設定を行ってきた。しかし、令和7年度から時間外在校等時間の把握については、岡山県教育委員会の指針に基づき、常勤の県費教育職員（学級担任を受け持つ町費教育職員を一部含む）についての把握を追加し、分析を行うこととした。昨年度まで合わせて集計していた町費の教育職員は常勤の職員ではあるが、児童・生徒支援業務が多く、児童生徒の下校後の時間外在校等時間が比較的少ないため、「働き方改革」取組の推進のためにはより実態に即した勤務時間の把握が必要であるとの判断である。

また、ワーク・ライフ・バランスの一つの指標とする取得有給休暇（年休）については、毎年実施される岡山県教育委員会の休暇調査における県費の教育職員の取得状況を把握することにした。

一方、「働きがいがある」や「仕事に誇りを感じる」と回答した教育職員の状況については、町が実施するストレスチェックを活用するが、県費・町費で分けての集計ができないため、町内小中学校教育職員の全体的な様子を把握する。

#### (2) 令和6年度の状況と達成目標の設定

##### 〔1〕 時間外在校等時間に関する目標

令和10年度末には

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

【令和6年度の県費教育職員の時間外在校等時間】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	35.5時間	27.2%	0.4%
中学校	46.3時間	50.3%	7.6%

月45時間を上回る割合が、小学校では27.2%、中学校では50.3%だった。また、過労死ラインを超えている80時間を上回る割合が小学校では0.4%、中学校は7.6%で、まずは80時間を上回る割合の削減が求められる。

〔2〕ワーク・ライフ・バランスに関する目標

ア. 年次有給休暇の取得促進

令和10年度末には

- ①1年間の年次有給休暇の平均取得日数を小中学校とも15日以上にする。

【令和6年度の鏡野町内の県費教育職員の年次有給休暇の取得日数】

※ 岡山県教育委員会「休暇に関する調査」より抜粋

	年次有給休暇平均取得日数
小学校	11.5日
中学校	10.8日

イ. 生き生きと誇りをもって教育活動に取り組む様子

教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、「働きがい」を実感できることを目指す。

また、ストレスチェックの分析により、「ワーク・エンゲイジメント」（仕事から活力を得て、仕事に誇りを感じ、生き生きとして仕事をしている状態を示す指標）の数値を把握し、仕事に対する満足度を検証する。

- ①「働きがい」を70ポイント以上をめざす。  
 ②「活力がみなぎる」の肯定的割合を80%以上をめざす。  
 ③「仕事に誇りを感じる」の肯定的割合を90%以上をめざす。

【令和6年度の町内の教育職員の現状】

※ 令和6年度ストレスチェックより（肯定回答の累計）

	働きがい	活力がみなぎる	仕事に誇りを感じる
町内小・中学校	57.8	71.2%	87.2%

#### 4 ワークスタイルプランの第3次取組期間

鏡野町立学校におけるワークスタイルプランの第3次取組期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とする。ただし、今回盛り込んだ業務量管理・健康確保措置の達成目標については、毎年その達成状況を確認していく。

#### 5 ワークスタイルプランの取組

ワークスタイルプランについては、成果の検証を行いながら着実に推進するため、次の取組を設定する。

##### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

###### 〔1〕学校以外が担うべき業務

ア. 地域や保護者による学校を応援・支援する体制づくり

令和5年度より、町内全小中学校が「コミュニティ・スクール」となり、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制が整った。「学校運営協議会」では、「地域協働活動」との連携により、各校・各地域独自の工夫した取組も始まっている。学校を応援・支援してくださる力をもって、子どもたちを応援する取組を推進するとともに、「働き方改革」を支えていただくよう啓発を行う。特に、登下校時の通学路の日常的な見守り活動や放課後、子どもたちの様子をみたり、声かけをする等、主に安全に係る取組を推進する。

鏡野町教育委員会としては、各校の取組や課題を把握・検証するとともに、好事例や効果的な取組を町内へ広げていきたい。

また、児童生徒が補導された場合の引取り等については、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

イ. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなどの事案が発生した場合、また、「新型コロナウイルス」等、感染症の発生により、感染拡大の恐れがある事案など、緊急な対応が必要な事案等が発生した場合は、鏡野町教育委員会で学校支援を行う。

また、学校で対応が困難な事案が発生した場合には、鏡野町教育委員会で契約している「スクールロイヤー」（弁護士）から専門的な助言を得ることができる環境はすでに整えている。毎年、数件の相談を行っているが、今後も、対応が必要な場面では、専門的な助言を得ることにより、学校支援を行い、学校現場の負担軽減を図っていく。

## 〔2〕教師以外が積極的に参画すべき業務

### ア. 調査・統計等への回答、学校への周知連絡への対応

- ①学力定着状況確認テスト、全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力調査等のC B Tでの実施に積極的に取り組み、教育職員の作業負担の軽減を図る。
- ②データでの申請・報告等を推進し、教育職員の申請手続きの負担軽減を図る。
- ③鏡野町教育委員会では、多方面からの調査依頼について、内容によっては教育委員会で回答し、学校負担の軽減を図る。
- ④講演会・研修会等の学校への周知を求められるメール等を精選し、教育職員の参加の見込みがないものについては送付しないなど、学校への配信量を減らす。
- ⑤児童生徒への絵画や作文等の作品募集について、学校での取りまとめを必要とする募集について、学校からの求めがないものについては、原則、学校へ送付しない。

### イ. 学校プールや体育館等の施設・設備管理

現在、体育館等の地域開放の管理業務は、教育委員会にて行っているが、学校にプールがある5小学校のプール管理については、各校に依頼をしている。近年、老朽化に対応する整備費用の増加や、管理業務の負担軽減が課題となっている。外部委託や町内の民間管理プールの利用も含め、学校の負担軽減について検討を始めていく。

### ウ. 部活動の指導に係る対応

#### ①中学校部活動に係る教育職員への負担軽減

- ・国・県が示している部活動指導のガイドラインに基づき、活動時間や休養日を設定し、運営を行う。また、複数顧問制を継続し、部員の安全な活動を確保するとともに、顧問を受け持つ教職員の負担軽減を図る。
- ・部活動指導員については、学校の要望に応じ、岡山県教育委員会の補助金も活用しながら配置を進める。

#### ②部活動の地域移行（地域展開）

- ・「鏡野町立中学校部活動地域連携検討委員会」において定めた以下の目標達成にむけ、国や県、近隣自治体の動向を見定めながら、関係団体や関係機関、民間事業所等との協議を進めていく。

○令和9年度より「休日」の活動を地域へ移行する。

「休日」においては ①「地域クラブ」での活動 ②部活動指導員・外部指導者のもとでの活動 ③教員の「兼職兼業」のもとでの活動とする。

○令和13年度からは「平日」の活動も地域へ移行する。

「平日」においても ①「地域クラブ」での活動 ②教員の「兼職兼業」のもとでの活動をめざす。

### 〔3〕教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア. ◇授業準備、学校行事の準備・運営、校内掲示板等の掲示作業等

授業準備を初め、学校行事の準備、校内掲示等を補助する「教師業務アシスタント」を、県の補助金を活用し全校配置する。より効果的な活用となるよう、情報交換の場を持ち、アシスタント同士の交流を行う。

イ. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

現在、それぞれの学校が抱える教育課題に適切に且つ素早く対応するために、以下の専門スタッフを導入している。今後は、校長研修会や鏡野町生徒指導推進協議会等の場で、活用の好事例を紹介することにより、より積極的且つ効果的な活用を促していく。

(専門スタッフ)

- ①スクールソーシャルワーカー ②スクールカウンセラー ③臨床心理士
- ④特別支援教育支援員等 ⑤不登校解消支援員 ⑥保健師
- ⑦ICT支援員 ⑧県教委のスクールサポートスタッフ等専門スタッフ

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

### 〔1〕学校行事の精選及び教育課程の見直しの実施

- ・文部科学省が提示した「全国の学校における働き方改革事例集」を参考として、学校行事の精選及び内容の見直しの取組を推進する。
- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・登下校時間をできるだけ勤務時間に近づけるよう、各校の日課表の見直しを検討する。
- ・特色ある学校づくりを進めるとともに、教育職員のゆとりのある研修時間の確保にむけての研究を進める。

### 〔2〕デジタル技術の活用による校務の負担軽減

- ・校務支援システムの改善に向けた検討ならびに共同調達にむけての情報収

## 集

- ・共有フォルダの作成 教材共有の推進
- ・MEXCBT・学習用 e-ポータル の活用
- ・デジタル教科書の有効活用
- ・授業、会議、研修等の遠隔化
- ・保護者連絡ツール「tetoru」の効果的活用・町教委からの一斉配信

### 〔3〕人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・学校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属教育職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標を設定する。
- ・人事評価の面談において、管理職が教育職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、教育職員が自ら考え、主体的に働き方改革を進めるよう促す。

### （3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

#### 〔1〕ワークライフバランスを意識した働き方の推進

##### ア．最終退校時間の設定

学校の実情に応じ、最終退校時間を定め、働き方に関する意識向上を図る。

##### イ．定時退勤日の設定

学校の会議日等で月1回以上は定時退勤日を設け、行事予定表に明記する。

##### ウ．音声ガイダンス対応

- ・平日において、小学校は午後6時から、中学校は午後6時30分から翌朝午前7時45分まで、音声ガイダンスで対応する。
- ・週休日及び休日は、原則として終日、音声ガイダンスで対応する。
- ・運動会や文化祭（学習発表会）等、週休日での行事がある場合は、午後4時45分から音声ガイダンスで対応する。
- ・長期休業期間中（週休日及び休日を除く）は、午後4時45分から午前8時15分まで、音声ガイダンスで対応する。

##### エ．長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定（年間20日以上実施）

- ・8月13日から8月15日までを中心にした10日
- ・12月28日から1月3日までを中心とした10日
- ・サービス上の取扱としては、夏季休暇、勤務日の振替、年次有給休暇等を充てる。

- ・保護者等へは鏡野町教育委員会からの通知により周知し、緊急時の連絡は、教育委員会が対応し、必要に応じて教育委員会から学校長へ連絡する。
- オ. 年次有給休暇については、年間15日以上取得できるよう、各校に対して取得を推進する。

## 〔2〕メンタルヘルス対策の推進

- ア. 教育職員のメンタルヘルス対策を推進するため、町長部局と連携し、法令の定めるところにより、1年に1回ストレスチェックを実施する。
- イ. ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ウ. ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された場合における健康相談体制の確立に向けた検討を進める。

## 6. 関連する取組、今後のフォローアップについて

### （1）鏡野町教育委員会としての取組

- 〔1〕 学校独自の教育活動や新たな取組を最大限支援する。
- 〔2〕 各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び、総合教育会議において報告する。
- 〔3〕 時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、担当する校務分掌の負担軽減ができないか等、改善をめざし、当該学校に対する支援を実施する。
- 〔4〕 各学校における「働き方改革」の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行う。
- 〔5〕 校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の「働き方改革」に向けた取組を実施する。